

要望事項 (優先順位 2)

家庭ごみ(生ごみ)の戸別収集の実施と資源ごみの分別の改善

要 旨

高齢者や独居が増え、家庭ごみの持出しに苦労や困難を抱える家庭が増えています。また、拠点にごみが集まることでカラス等による被害が多発しており、散乱ごみの片づけや始末、カラスネットの片づけ等が拠点の近隣家庭や高齢者に負担がかかってきているのが実状です。

そのため、家庭ごみ(生ごみ)は拠点回収ではなく、回収車・収集車の沿道については戸別収集を行うよう要望します。

また、回収車・収集車の沿道外でも、拠点へのごみ出し対象戸数を可能な限り最小に抑える等、戸別収集に近づけるよう要望します。

さらに、「ごみ収集福祉サービス」については、積極的な広報を要望します。

プラごみ未回収のシールのない「不適正分別」プラごみが放置されているのを見受けれます。シールの貼付を徹底されるよう要望します。

「取り残された」ごみの処分は排出者とは関係ない拠点近隣の住民にしわ寄せされています。近隣住民の負担にならないよう改善策の検討を要望します。

「不適正」分別ごみの排出は特に単身者(学生)賃貸マンションの住民から出されることが多いという現実があります。

単身者賃貸マンションについては、所有者に対し業者回収の義務付けや規制(条例や行政指導など)を求めることを要望します。

拠点ごみ集積場には、指定日以外のごみ出しが最近多くみられ、その中には、不法投棄とおぼしき地域外からのごみ出し(持ち込み)も見られ、さらにそれらのごみが回収されることなく放置されたままになっています。拠点近隣住民の負担にならないよう改善策の検討を要望します。

回 答**(環境政策局)**

本市では、限られた人員及び機材で安全かつ効率的に作業を行うため、市民の皆さまには、各戸収集ではなく、原則、定点収集への御協力をお願いしております。収集車が通りにくい狭隘なエリアなどの事情がある場合には、戸別収集を実施している箇所もありますが、そういった地域についても、管轄のまち美化事務所から、定点収集にさせていただくようお願いしているところです。御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

また、ごみ出しが困難な高齢者や障害のある方が御利用いただける「ごみ収集福祉サービス(まごころ収集)」については、本市ホームページ、高齢者福祉に関する制度周知のための冊子である「すこやか進行中!!」及び障害のある方に対する施策・サービス等をまとめた「障害保健福祉のしおり」等にて周知を行っておりますが、今後もあらゆる機会を捉えて周知を図るよう努めてまいります。

分別が不十分なごみに対する不適正シールの貼付については、御指摘を踏まえ、今後、改善に努めてまいります（シールは収集時に貼付するものであり、収集後に後出しされるごみには貼付できませんので御了承ください。）。

本市では、これまでから、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき、京都市内の共同住宅（マンション等）の所有者又は管理者に対し、入居者へのごみの減量方法・分別ルールの周知・啓発に係る届出を義務付けています。

以上のような対策を行っておりますが、御要望に記載いただいたような不適正な排出が是正されていない場合には、適宜、担当部署から管理会社への指導や管理会社を通して住民への周知を行っております。

引き続き、マンションの入居者へ対し、分別ルール等の周知啓発を図るとともに、管理者へ対し、適正な排出へ向けた指導を行ってまいります。

不十分な分別等を理由に残置されたごみについて、通行の妨げになっているなどお困りの場合は、管轄の東部まち美化事務所に御連絡いただきましたら、状況に応じ、対応を検討いたします。